

【第1問】

(1) 1

正しい。いわゆる「守秘義務の遵守」に関する記述である。

(2) 2

労働者災害補償保険（労災保険）の保険料は、事業主が全額負担する。

(3) 2

日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者は、国民年金の任意加入被保険者となることができる。また、受給資格期間の確保を目的として加入する場合に限り、日本国内に住所を有する65歳以上70歳未満の者も、任意加入被保険者となることができる。

(4) 2

国民年金の第3号被保険者は、2017年1月から個人型確定拠出年金（イデコ）の加入者となることができる。

(5) 1

正しい。日本政策金融公庫の教育一般貸付の資金使途は、受験費用や学校納付金のほか、住居費、教材費、パソコン購入費、通学費用など、幅広く認められている。

(6) 2

契約転換制度を利用した場合の転換後の保険料は、契約転換時の保険料率により計算される。

(7) 2

学資（こども）保険は、保険期間中に契約者（親）が死亡した場合、保険契約は消滅せず、その後の保険料払込みが免除されるタイプや育英年金が支払われるタイプがある。

(8) 2

地震保険料控除額は、次のとおり。

所得税	地震保険料の全額（最高50,000円）
住民税	地震保険料の1/2（最高 <u>25,000円</u> ）

(9) 1

正しい。なお、リビング・ニーズ特約保険金を請求した場合、6ヵ月分の保険料とその利息が差し引かれて保険金が支払われる。

(10) 1

正しい。受託者賠償責任保険は、他人から預かった財物に対して保管・管理中の事故により損害を与えた場合、被保険者である企業等が負担する法律上の損害賠償責任を補償する保険である。本問のほか、次のような場合に補償される。

(例) クリーニング店で、顧客から預かったスーツを洗浄中に誤って薬液によるシミを作ってしまったことによる賠償責任。

(11) 2

短期金融市場には、インターバンク市場とオープン市場に分かれるが、インターバンク市場の取引参加者は、金融機関に限られている。一般の事業法人などでも取引に参加できるのは、オープン市場である。

(12) 2

通常貯金と定期性貯金を合わせて1,300万円の預入限度額が、2019年4月1日から、それぞれ1,300万円（合計2,600万円）に変更された。

(13) 1

正しい。なお、市場インデックス（ベンチマーク）を上回る運用成果を目指す運用手法をアクティブ運用という。

(14) 2

他の条件が同じであれば、一般に、信用格付けが高い債券は、信用格付けが低い債券に比べて、債券価格が高く、利回りが低くなる。

《債券格付けの定義と記号（S & P 社の場合）》

格付け	意味	投資適格性
A A A	元利金支払いの確実性は最高水準	投資適格債
A A	確実性はきわめて高い	
A	確実性は高い	
B B B	現在十分な確実性があるが、将来環境が大きく変化した場合その影響を受ける可能性がある	
B B	将来の確実性は不安定	投資不適格債 (投機的債券) ＝ハイ・イールド債
B	確実性に問題がある	
C C C	債務不履行になる可能性がある	
C C	債務不履行になる可能性がかなり高い	
C	債務不履行になる可能性が極めて高く、当面立ち直る見込みがない	
D	債務不履行に陥っている	

低

↑

信用リスク

↓

高

低

↑

利回り

↓

高

高

↑

価格

↓

低

(15) 2

外貨預金は、預金保険制度による保護の対象外である。

(16) 1

正しい。そのほか、出張旅費等も非課税とされる。

(17) 1

正しい。厚生年金などの公的年金等に係る雑所得は、以下の算式で求める。

$$\text{公的年金等に係る雑所得の金額} = \text{収入金額} - \text{公的年金等控除額}$$

(18) 2

人間ドックの受診費用や健康診断料は、診断の結果、重大な疾病が発見され、かつ、治療した場合のみ、医療費控除の対象となる。

(19) 2

住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用要件は以下のとおり。

- ① 返済期間（償還期間）が10年以上の住宅ローンで取得等したこと。
- ② 住宅の建築、取得、増改築をしたこと。
＜住宅の要件＞
 - ・床面積が50㎡以上であること。
 - ・中古住宅は、築後20年（耐火建築物は25年）以内、または新耐震基準に適合していること。
 - ・増改築は工事費用が100万円を超えること。
 - ・店舗兼住宅は、居住用部分が2分の1以上あること。
- ③ 取得後6ヵ月以内に居住し、適用を受ける各年の12月31日まで引き続き居住していること。
- ④ 適用を受ける年の合計所得金額が3,000万円以下であること。

(20) 1

正しい。なお、インターネットを利用した電子申告（e-Tax）も可能である。

(21) 1

正しい。不動産登記の記載事項は以下のとおり。

表題部		物理的現況（土地や建物の表示）
権利部	甲区	所有権に関する事項（所有権の保存・移転、差押等）
	乙区	所有権以外の権利に関する事項（抵当権、賃借権等）

(22) 2

住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）では、新築住宅の基本構造部分（柱や梁など）について、物件の引渡日から最低10年間の瑕疵担保期間が義務づけられている。

(23) 1

正しい。なお、開発行為とは、建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（土地の分割、造成、地目の変更など）をいう。

(24) 1

正しい。

＜複数の地域にまたがっている場合の建築規制＞

規 制	対 応 方 法
建蔽率・容積率	加重平均する
用途地域の規制	<u>面積の大きいほう</u> の用途地域の規制を受ける
防火規制	厳しいほうの規制を受ける (防火地域 > 準防火地域 > 無指定地域)

(25) 2

住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例は以下のとおり。

小規模住宅用地（200㎡以下の部分）	固定資産税評価額× <u>1/6</u>
一般住宅用地（200㎡超の部分）	固定資産税評価額× <u>1/3</u>

(26) 1

正しい。いわゆる「低額譲受（低額譲渡）」に関する記述である。

なお、低額譲受があった場合、みなし贈与財産として「譲渡された財産の時価－その対価の額」に贈与税が課税される。したがって、本問においては、250万円（300万円－50万円）が贈与税の課税対象となる。

(27) 1

正しい。なお、普通養子縁組では、養子と実父母との法律上の親族関係は消滅しない。

(28) 2

相続人が負担した法要費用（初七日など）は、債務控除（債務および葬式費用）の対象とならない。

＜債務控除の範囲＞

	○ 控除できるもの	× 控除できないもの
債 務	相続開始時に存する債務 ・借入金 ・預かり敷金 ・未払い医療費 ・未払い税金 など	死亡後に発生した相続財産に関する費用 ・生前に購入した墓地などの未払い代金 ・相続財産に係る公租公課、管理、保存費用、精算費用 など
葬 式 費 用	・通夜費用、仮葬式費用 ・本（密）葬費用 ・通常必要とされる葬式費用 ・死体の搜索・運搬費用 など	・香典返戻費用 ・死後の墓地・墓石購入費用 ・ <u>法要費用（初七日など）</u> ・遺体解剖費用 など

(29) 2

遺産に係る基礎控除額＝3,000万円＋600万円×法定相続人の数

(30) 1

正しい。なお、「配偶者に対する相続税額の軽減」の適用を受けるためには、確定申告が必要である。

【第2問】

(31) 2

現在の額から将来の受取年金額を求めるには「現在の額×資本回収係数」で求める。

3,000万円×0.0721（利率1%・期間15年の資本回収係数）＝2,163,000円

(32) 3

後期高齢者医療制度の被保険者は、75歳以上の者、または65歳以上75歳未満で、一定の障害状態である旨の後期高齢者医療広域連合の判定を受けた者である。よって、健康保険の被保険者は、原則として、75歳に達した時にその資格を喪失する。

(33) 3

障害基礎年金の保険料納付要件は、原則として、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間の3分の2以上の保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間があることである。

(34) 2

住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用要件は以下のとおり。

① 返済期間（償還期間）が10年以上の住宅ローンで取得等したこと。

② 住宅の建築、取得、増改築をしたこと。

＜住宅の要件＞

・床面積が50㎡以上であること。

・中古住宅は、築後20年（耐火建築物は25年）以内、または新耐震基準に適合していること。

・増改築は工事費用が100万円を超えること。

・店舗兼住宅は、居住用部分が2分の1以上あること。

③ 取得後6ヵ月以内に居住し、適用を受ける各年の12月31日まで引き続き居住していること。

④ 適用を受ける年の合計所得金額が3,000万円以下であること。

(35) 2

貸金業法の規定（融資額の総量規制）により、個人が借入れできる無担保借入額の合計は、原則として、年収額の3分の1までに制限されている。なお、不動産購入のための貸付けや自動車購入時の自動車担保貸付けは、総量規制の対象とならない貸付けである。

(36) 1

少額短期保険業とは、保険金額が少額かつ保険期間1年（損害保険は2年）以内の保険の引受けのみを行う保険業である。少額短期保険業者が、1人の被保険者について引き受けるすべての保険契約に係る保険金額の合計額は、原則として1,000万円が上限となっている。

(37) 1

生命保険の保険料は、将来の保険金支払いの財源となる純保険料と、保険契約を維持・管理するための費用である付加保険料から構成される。純保険料は予定死亡率と予定利率を基に計算され、付加保険料は予定事業費率を基に計算される。

(38) 2

いわゆる「ハーフタックスプラン」に関する記述である。契約者（＝保険料負担者）を法人、被保険者を役員および従業員全員、死亡保険金受取人を従業員の遺族、満期保険金受取人を法人とする養老保険に加入することにより、法人は、その支払った保険料の2分の1相当額を福利厚生費として損金の額に算入し、残り1/2を保険料積立金として資産計上する。

契約者	被保険者	死亡保険金 受取人	満期保険金 受取人	経理処理
法人	役員・従業員	法人	法人	保険料積立金 （資産）
		被保険者の遺族	被保険者	給与（損金）
		被保険者の遺族	法人	保険料積立金 （1/2）（資産） 福利厚生費 （1/2）（損金）

（仕訳の例） 1/2 養老保険の支払保険料100万円

借 方		貸 方	
保険料積立金（資産）	50万円	現金・預金	100万円
福利厚生費（損金）	50万円		

(39) 2

損害保険において、保険料は対象となるリスクの危険度に応じて公平に負担しなければならないとする考え方を「給付・反対給付均等の原則（公平の原則）」という。

(40) 2

自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）において、被害者1名に対する保険金の支払限度額は次のとおり。

- ・ 死 亡・・・最高3,000万円
- ・ 後遺障害・・・最高4,000万円（後遺障害の程度による）
- ・ 傷 害・・・最高 120万円

(41) 3

「マネースtock統計」とは、金融機関を除く一般法人、個人、地方公共団体等の民間部門（通貨保有主体）が保有する通貨量の残高を集計したもので、日本銀行が毎月公表している。国（中央政府）や金融機関が保有する預金等は含まれない。

(42) 1

所有期間利回りとは、新発債や既発債を償還まで保有せずに、途中で売却した場合の利回りである。

$$\begin{aligned}\text{所有期間利回り (\%)} &= \frac{\text{クーポン} + \frac{\text{売却価格} - \text{買付価格 (または発行価格)}}{\text{所有期間 (年)}}}{\text{買付価格 (または発行価格)}} \times 100 \\ &= \frac{1.2 + \frac{100 - 101}{2}}{101} \times 100 \div \underline{0.69\%}\end{aligned}$$

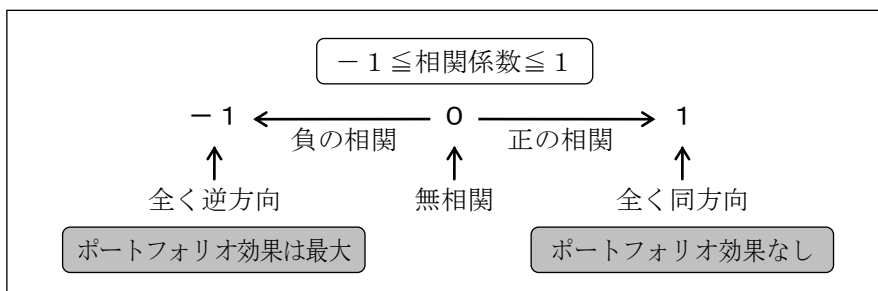
(43) 1

「東証株価指数（TOPIX）」とは、東京証券取引所市場第一部に上場する内国普通株式全銘柄の株価を対象として算出される時価総額加重型の株価指数である。「日経平均株価（日経225）」とは、東京証券取引所市場第1部に上場する銘柄のうち、代表的な225銘柄の株価を平均し、かつ、連続性を失わせないように株価の権利落ちなどを修正した平均株価である。また、「JPX日経インデックス400」とは、東京証券取引所（第一部、第二部、マザーズ、ジャスダック）に上場する銘柄のうち、ROEや営業利益などの指標により選定された400銘柄で構成される時価総額加重型の株価指数である。

(44) 3

いわゆる「ポートフォリオ効果（ポートフォリオのリスク低減効果）」に関する記述である。

ポートフォリオ効果は、組み入れている資産の価格変動パターンが似ているかどうかという「相関関係」が大きく作用し、これを数値で表したものが「相関係数」である。相関係数は－1から＋1までの範囲の数値で表され、－1に近いほどポートフォリオ効果は高くなり、－1で最大になる。また、相関係数が＋1のときは全く同じ値動きをするため、ポートフォリオ効果はない。



(45) 2

預金保険制度では、万が一、金融機関が破綻した場合、決済用預金（無利息、要求払い、決済サービスを提供できるという3要件をすべて満たすもの）は預入金額にかかわらず全額保護され、決済用預金以外（定期預金などの一般預金等）は1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等の合計額が保護される。

(46) 1

個人が、相続、遺贈または個人からの贈与により取得するものは、相続税または贈与税の対象となるため、所得税においては非課税所得となる。

(47) 2

不動産所得、雑所得および事業所得は総合課税の対象であり、事業所得の金額の計算上生じた損失は他の所得と損益通算することができる。ただし、雑所得の金額の計算上生じた損失は損益通算の対象とならない。よって、以下のように計算する。

$$\begin{array}{ccccc} & \text{(不動産所得)} & & \text{(事業所得)} & \\ \text{総所得金額} & = & 750\text{万円} & + & (\blacktriangle 150\text{万円}) & = & \underline{600\text{万円}} \end{array}$$

(48) 3

2012年1月1日以後に締結した契約の生命保険料控除は、年間払込保険料80,000円以上で最高40,000円、合計で最高120,000円を控除できる。

	一般の 生命保険料控除	個人年金 保険料控除	介護医療 保険料控除	合計
所得税	最高40,000円	最高40,000円	最高40,000円	最高120,000円
住民税	最高28,000円	最高28,000円	最高28,000円	最高 70,000円

(49) 1

青色申告承認申請書の提出期限は、青色申告を開始したい年の3月15日（1月16日以後に新規開業する場合には開業日から2ヵ月以内）である。

(50) 2

いわゆる「準確定申告」に関する記述である。

確定申告を要する納税者が年の中で死亡した場合、その相続人は、1月1日から死亡日までに確定した所得金額および税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヵ月以内に申告と納税をしなければならない。本問の場合、相続人は、2019年8月20日に相続の開始があったことを知ったため、4ヵ月後の2019年12月20日までに、所得税の準確定申告書を提出しなければならない。

(51) 3

基準地標準価格（基準地価）は、毎年7月1日を評価時点として、毎年9月下旬に公表される。

(52) 2

区 分	普通借地権	定 期 借 地 権			
		一般定期借地権	事業用定期借地権		建物譲渡特約付 借地権
			短期型 (2項)	長期型 (1項)	
建 物 利 用 目 的	制限なし	制限なし	専ら事業の用に供 する建物に限る (居住用建物は除く)		制限なし
存 続 期 間	30年以上	50年以上	10年以上 30年未満	30年以上 50年未満	30年以上
借 地 権 契 約 の 更 新	最初の更新は20 年以上その後は 10年以上	なし	なし		なし
借 地 関 係 の 終 了	法定更新がある	期間満了	期間満了		建物所有権が地主 に移転したとき
契 約 方 式	制限なし	公正証書等の書面	公正証書に限る		制限なし

(53) 2

いわゆる「接道義務」に関する記述である。

建築基準法において、都市計画区域および準都市計画区域内の建築物の敷地は、原則として、幅員4 m以上の道路に2 m以上接しなければならない。

(54) 1

建築物が防火地域等の内外にわたる場合は、その建築物全部について、最も厳しい地域の規定を適用する。本問においては、防火地域内の建築物に関する規定が適用される。

(55) 3

「特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例」では、譲渡資産の譲渡対価の額が1億円以下であることが適用要件の1つとなっている。

(56) 2

「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例」における非課税限度額は、受贈者1人につき1,500万円（学校以外に支払われる金銭のうち一定のものは500万円）である。

(57) 1

本問において、民法上の法定相続人は、妻Bさんおよび弟Cさんである。配偶者と兄弟姉妹の組み合わせ（第3順位）の場合、妻Bさんの法定相続分は $\frac{3}{4}$ 、弟Cさんの法定相続分は $\frac{1}{4}$ である。

(58) 3

相続時精算課税制度を選択した場合の贈与税の計算は、適用を受けた贈与財産の課税価格の合計額から、特別控除額として累計2,500万円を控除した後の金額に、一律20%の税率を乗じて算出する。

(59) 1

上場株式は、原則として次の4つのうち、最も低い価額で評価する。

- | |
|------------------------------|
| ① 課税時期（死亡日または贈与日）の最終価格 |
| ② 課税時期の属する月の毎日の最終価格の月平均額 |
| ③ 課税時期の属する月の前月の毎日の最終価格の月平均額 |
| ④ 課税時期の属する月の前々月の毎日の最終価格の月平均額 |

本問において、課税時期は2019年9月2日であるため、1,000円が課税時期の最終価格（上記①）となる。同様に、上記②は2019年9月の月平均額1,000円、上記③は2019年8月の月平均額900円、上記④は2019年7月の月平均額850円となる。したがって、1株当たりの相続税評価額は、①～④のうち最も低い価額④850円である。

(60) 3

「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」における限度面積と減額割合は以下のとおり。

宅地の区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	330㎡	80%
事業用	特定事業用宅地	<u>400㎡</u>	<u>80%</u>
	特定同族会社事業用宅地		
貸付事業用宅地（貸付用不動産の宅地）		200㎡	50%